

投資主の皆様へ

日本再生可能エネルギーインフラ投資法人

### 第 1 期利益超過分配金に関するご説明

日本再生可能エネルギーインフラ投資法人は、平成 29 年 9 月 29 日開催の役員会において、第 1 期（平成 29 年 7 月期）の分配金としての 1 口当たり 476 円をお支払いすることを決議し、平成 29 年 10 月 23 日よりそのお支払いを開始いたします。

今回の分配金は全額「一時差異等調整引当額」であり「利益超過分配」に該当しますが、税務上の「資本の払戻し」に該当するものではなく、通常の「利益分配金」と同様に配当所得の取扱いとなりますので、分配金 476 円の全額が源泉徴収の対象となり、投資口の譲渡損益は発生いたしません。

ご不明の点につきましては、下記「2. 本件に関するご照会先」にご確認くださいようお願い申し上げます。

### 記

1. 今回の一時差異等調整引当額の分配金の所得区分について（所得税法第 24 条等）
  - ① 一時差異等調整引当額の分配金は、次の 2 つの性格を有する利益超過分配金であり、投資法人の所得計算上は利益分配金と同様に損金算入されます（今回の一時差異等調整引当額は次の b. によるものです）。
    - a. 所得超過税会不一致（投資法人の税務上の所得が会計上の利益より多い場合のその超過額をいいます）に起因する法人税課税を回避する目的で行うもの
    - b. 純資産控除項目（主に繰延ヘッジ損益のマイナス）による配当制限に起因する法人税課税を回避する目的で行うもの
  - ② 一時差異等調整引当額の分配金は、配当所得として扱うことになり、投資口の譲渡損益は発生いたしません。
  - ③ 一時差異等調整引当額の分配金に係る源泉徴収は、利益分配金と同様に行っております。
2. 本件に関するご照会先
  - ① この説明についての一般的なご照会  
投資主名簿等管理人  
三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部  
電 話：0120-232-711（フリーダイヤル）
  - ② 税務申告等に関するご照会  
最寄りの税務署又は税理士等にご相談ください。

以上